

～ 敬老の日 みんなで防ごう！見守ろう！消費者被害～ 「高齢者重点相談」実施のお知らせ

関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市及び（独）国民生活センター）が合同で行う悪質商法被害防止共同キャンペーンを9月1日（日）から30日（月）まで実施します。その一環として、消費生活総合センターでは次のとおり「高齢者重点相談」を実施します。

消費者トラブルに関する相談は複雑化・多様化しています。被害の防止・早期発見には、高齢者本人の注意に加え、周りの方の見守り（ ）が重要です。

「見守り」とは...
ご家族やヘルパーなど、周りの方からの声かけにより、高齢者が消費生活センターへ相談することによって、消費者被害防止を図る取組のこと。

高齢者重点相談

期 間：令和元年9月16日（月・祝）～18日（水）

受 付：午前9時～午後4時

16日の正午から午後1時までにはつながりません。

電話番号：188（消費者ホットライン）

来所での相談も可能です。まずはお電話ください。

本市の相談状況

件 数：7,195件（平成30年度実績）

概 要：件数は増加し、高齢者の方からの相談が多くを占めています。

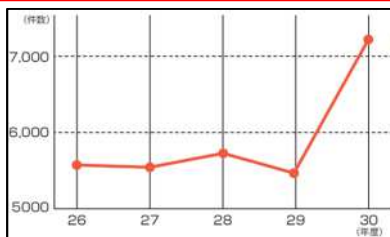
高齢者見守り動画放映

場 所：神奈川中央交通バス モニター

期 間：9月1日（日）～30日（月）

イメージ：

相談件数が前年比 **31%** 増！



70歳以上の相談が約 **1/4** を占める



相談者の約半数が **60歳以上**



お問合せ先
消費生活総合センター
直通電話：042-776-2598
担当：萩原・小泉

その **トラブル** 消費生活 **相談** してみませんか？

消費生活相談によって、

年間 **約2億円** の被害救済が図られました！

平成30年度数値 / あくまでも相談者による申告額に基づいたものです。
全ての相談において、被害救済が図られるわけではありません。



こんなトラブルにご注意！

家に来て 親身に話を聞くけれど 大事なもので売ってしまった
理解せず 投資話にのって見た 目が覚めた「必ず儲かる」はずがない
お試しで 健康食品買ったけど 毎月届いて 定期購入...？

悪質業者があなたを狙っている？！

一人暮らしをしている・・・（孤独）

金銭的に今後の生活が不安である・・・（金）

自分の健康が心配である・・・（健康）



悪質業者は、高齢者が抱える不安の3K（孤独・金・健康）につけ込むとされています。



家族や周りの人に相談しづらい

しつこい勧誘に困っている

よく分からないまま契約してしまった

「あれ？おかしいな」と不安に思った人は、
すぐに周りに相談したことで、被害に遭わずに済みました！

消費者ホットライン ☎ 188

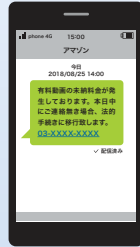
お近くの消費生活相談窓口につながります。

それ、詐欺かもしれません！

メール

ショートメッセージサービス (SMS) による

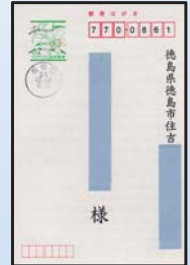
架空請求



ハガキ

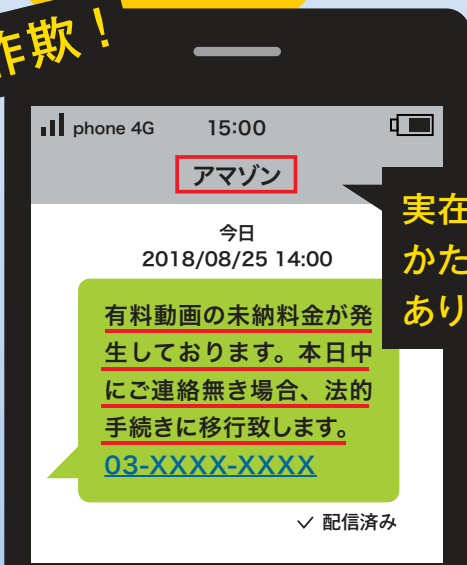
による

架空請求



詐欺！

詐欺！



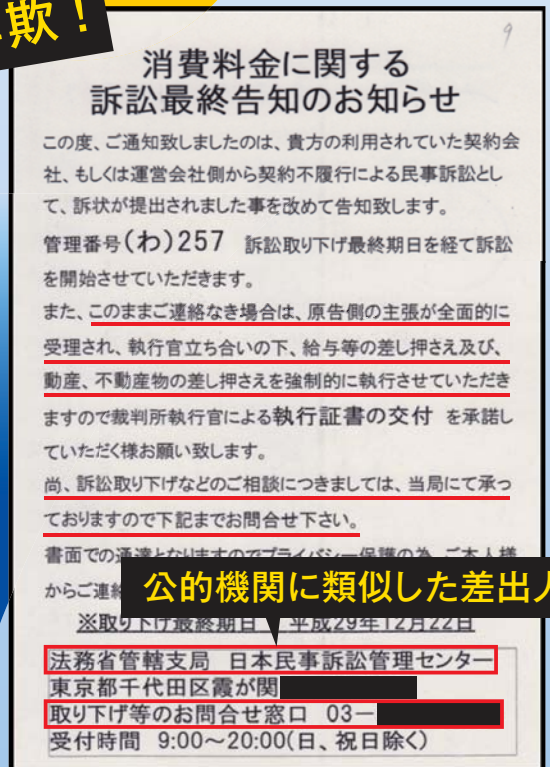
実在の事業者をかたる場合があります。

(例) アマゾン
ヤフーサポートセンター
DMM 相談窓口 など
※実在する企業とは無関係です。

メールやハガキに記載の電話番号に

連絡 を
する前に！

支払 を
する前に！



公的機関に類似した差出人

(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
民間訴訟告知センター
国民訴訟お客様センター
全国紛争相談センター など
※いずれも国の組織として存在しないものです。

まずは♡消費者ホットライン

局番なし

い や や
188 で確認しよう！



消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

最寄りの消費生活センター等につながり、専門の消費生活相談員が助言します。